

東久留米市立図書館の運営体制

1 市と指定管理者の役割について

〈市の主な役割〉 管理者：館長（東久留米市立図書館条例第7条）

- ・図書館の基本的運営方針や計画を策定する図書館行政
- ・指定管理者に対するモニタリング等監理
- ・選書・除籍の基準策定及び資料購入の決定と除籍の最終確認
- ・地域資料（行政資料含む）とハンディキャップサービス、中央図書館調査・資料室の運営

〈指定管理者の主な役割〉 管理者：中央図書館長兼統括館長

- ・中央図書館と地区館（滝山・ひばりが丘・東部図書館）の一体的な管理運営（図書館運営とサービス提供）
- ・選書・除籍の実務
- ・子ども読書活動の推進（児童サービス、学校図書館支援）
- ・中央図書館の施設管理

2 中央図書館と地区館の役割について

- ① 中央図書館を図書館運営の拠点館とする。
- ② 市立図書館全館を一元化した選書と蔵書管理を行う。
- ③ 中央図書館は専門的な資料を所蔵し、専門的レファレンスを行う。
- ④ 学校図書館支援は中央図書館が統括する。
- ⑤ 地区館は特性を反映した選書とする。

3 選書・除籍について

〈選書〉 東久留米市立図書館資料収集方針／東久留米市立図書館資料選定基準 等

- ・蔵書を4館で一元化して管理する。
- ・選定は司書の合議制で行う。
- ・資料購入の最終決定は市が行う。

〈除籍〉 東久留米市立図書館資料除籍基準

- ・除籍の最終決定は市が行う。

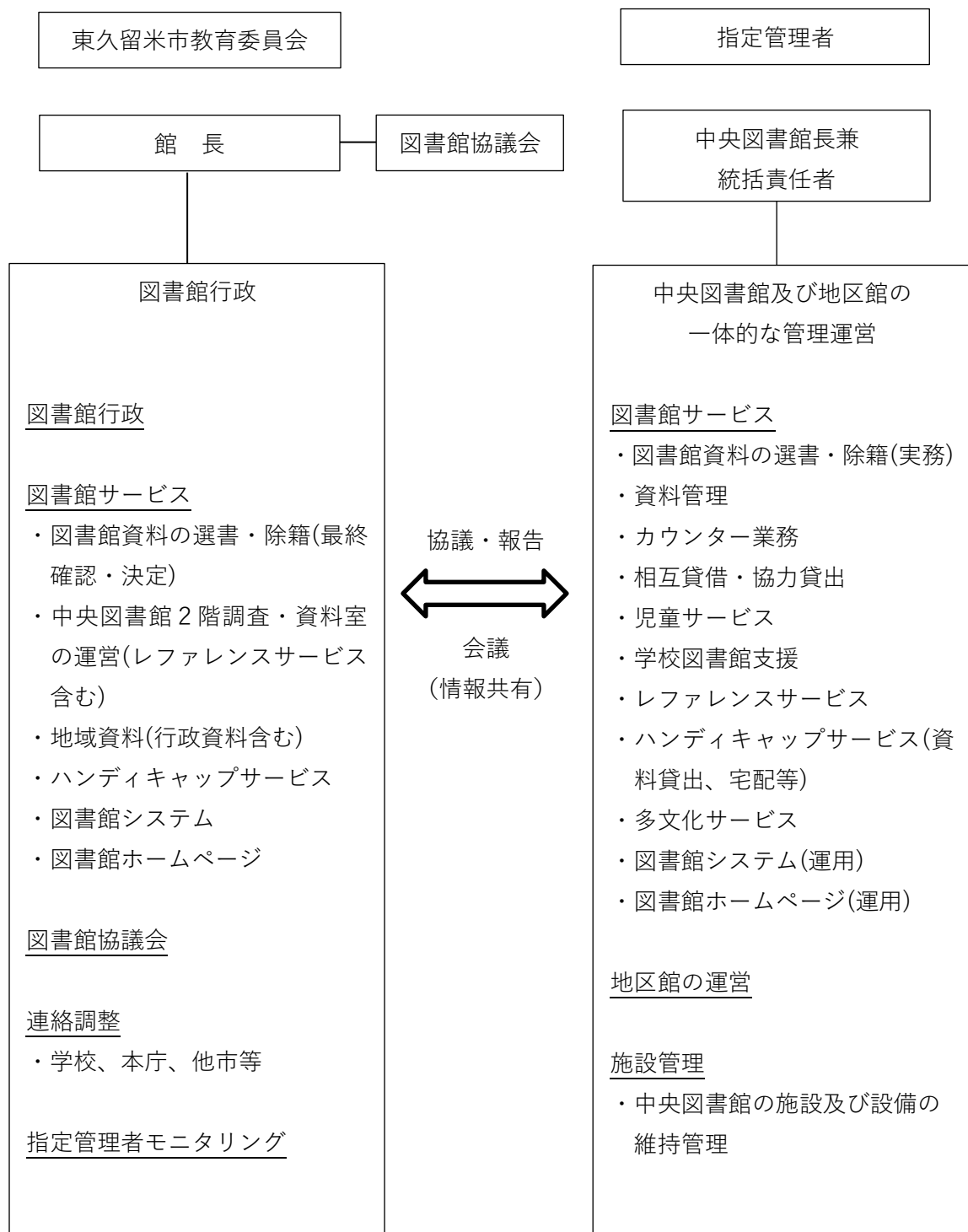
〈評価〉

- ・選書と除籍の評価については、学識経験者や市民代表を含む外部委員会として、図書館協議会が行う。

4 図書館協議会について

図書館協議会は、図書館法に基づく館長の諮問機関であり、協議会の委員は教育委員会が任命する。

定数：10人以内（学校教育関係者／社会教育関係者／家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者／公募による者）



指定管理者団体名： T R C ・ 野村不動産パートナーズグループ

代 表 団 体：株式会社図書館流通センター

構 成 団 体：野村不動産パートナーズ株式会社

指 定 期 間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日